

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明アーバンスポーツパーク）審査意見書」（平成31年3月19日付30環総政第833号）に記載された環境局長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
7. 有明アーバンスポーツパークの計画の目的及び内容	内容	計画地周辺に位置する有明テニスの森の工事工程の変更に伴い、有明テニスの森整備に伴う工事用車両台数を更新した。(p. 15 参照)
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.3 廃棄物	予測	自転車競技 (BMX レーシング) 競技エリアのコース造成基礎材料の検討結果及びスケートボード (パーク) 競技エリアの実施設計の結果を踏まえ、競技エリア工事に伴う建設発生土の発生量を更新した。(p. 102 参照)
	ミティゲーション	競技エリア整備におけるリース品の活用について追記した。(p. 104 参照)
9.5 交通安全	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、周辺の保育所の登降園時間帯や教育施設の下校時間帯における歩行者の安全確認等の安全確保について追記した。(p. 126 参照)

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明アーバンスポーツパーク）審査意見書」（平成31年3月19日付30環総政第833号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1に示すとおりである。

表 10.2-1 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容を充実させるとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	1. 項目別事項
【主要環境（大気等）】	
<p>（大気等）</p> <p>工事用車両の走行に伴う影響については、予測の対象時点を大会開催前及び大会開催後とした上で、本会場と計画地周辺に位置する有明アリーナ等の他の会場との整備に伴う工事用車両の合計台数が最大となる大会開催前の時点に着目して、予測及び評価を行っている。</p> <p>一方、有明アリーナ等の仮施設等解体工事に伴う工事用車両台数は、現時点では未定であり、大会開催後における影響も懸念される。このため、大会開催後の時点における本会場と有明アリーナ等の仮施設等解体工事の工事用車両の走行に伴う複合影響を事前に把握するとともに、フォローアップにおいて適切に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">〔生活環境（騒音・振動）、交通（交通渋滞）と共通〕</p>	
【生活環境（騒音・振動）】	
<p>（騒音・振動）</p> <p>工事用車両の走行に伴う影響については、予測の対象時点を大会開催前及び大会開催後とした上で、本会場と計画地周辺に位置する有明アリーナ等の他の会場との整備に伴う工事用車両の合計台数が最大となる大会開催前の時点に着目して、予測及び評価を行っている。</p> <p>一方、有明アリーナ等の仮施設等解体工事に伴う工事用車両台数は、現時点では未定であり、大会開催後における影響も懸念される。このため、大会開催後の時点における本会場と有明アリーナ等の仮施設等解体工事の工事用車両の走行に伴う複合影響を事前に把握するとともに、フォローアップにおいて適切に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">〔主要環境（大気等）、交通（交通渋滞）と共通〕</p>	
【資源・廃棄物（廃棄物）】	
<p>（廃棄物）</p> <p>建設発生土については、工事間での利用調整、または東京都建設発生土再利用センター等へ運搬して再利用を図るとしているが、比較的多くの発生量が予想されることから、これらの取組を確実に実施し、その内容をフォローアップにおいて適切に報告すること。</p>	
【交通（交通渋滞、交通安全）】	
<p>（交通渋滞）</p> <p>工事用車両の走行に伴う影響については、予測の対象時点を大会開催前及び大会開催後とした上で、本会場と計画地周辺に位置する有明アリーナ等の他の会場との整備に伴う工事用車両の合計台数が最大となる大会開催前の時点に着目して、予測及び評価を行っている。</p> <p>一方、有明アリーナ等の仮施設等解体工事に伴う工事用車両台数は、現時点では未定であり、大会開催後における影響も懸念される。このため、大会開催後の時点における本会場と有明アリーナ等の仮施設等解体工事の工事用車両の走行に伴う複合影響を事前に把握するとともに、フォローアップにおいて適切に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">〔主要環境（大気等）、生活環境（騒音・振動）と共通〕</p>	
<p>（交通安全）</p> <p>工事用車両の走行ルートは、極力、湾岸道路等を利用するなど歩行者の交通安全に配慮し、特に、登校時間（7:30～8:30）においては、周辺教育施設の児童の登校時の交通安全に配慮しているが、周辺の保育所の登降園時間帯や教育施設の下校時間帯等にも留意し、歩行者の安全確保を徹底すること。</p>	

10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明アーバンスポーツパーク）」は、平成31年1月10日に公表し、同年1月10日から2月8日までの30日間にわたり意見募集を行った。都民等から提出された意見書の件数は1件であった。

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

10.3.1 都民等の意見の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については周辺の大気環境への影響が小さく、環境評価の指標を満足するとしているが、区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。ついては、工事用車両からの土砂や粉じんの飛散防止、低公害型の工事用車両の採用、工事用車両が一時的に集中しないような計画的かつ効率的な運行管理等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、沿道に住居等が比較的存在しない湾岸道路等を極力利用する計画としています。また、工事用車両の走行に当たっては、土砂や粉じんの飛散防止のため、必要に応じて出入口付近でタイヤ洗浄を実施するほか、低公害型の工事用車両の使用、工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理、アイドリングストップ等のエコドライブ実施等に努める計画としています。</p>

項目	2. 騒音・振動	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、アイドリングストップ等エコドライブの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。また、開催前及び開催後における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響は少ないと予測しているが、近隣には教育施設、福祉施設等の公共施設や集合住宅が立地する環境を考慮し、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、沿道に住居等が比較的存在しない湾岸道路等を極力利用するとともに、工事用車両の走行に当たっては、法定・規制速度の遵守、アイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努める計画としています。</p> <p>また、公衆の見やすい場所に現場事務所等の連絡先を表示し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う計画としています。</p>

項目	3. 廃棄物	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>施設整備により発生する廃棄物や競技大会後撤去予定の設備については、全てリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）されたい。</p>	<p>施設整備に当たっては、可能な限りレンタルやリースを活用するとともに、施設整備や競技大会後の施設の撤去により発生する建設廃棄物等については再資源化施設への搬出等により、極力リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）に努めます。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目	4. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>環状 2 号線を始めとした地区内主要道路において、工事関連車両の待機や違法駐車等が生じることのないよう、工事仮設計画を十分に検討されたい。</p> <p>有明地区においては、有明アリーナ、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も行われている。地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、工事現場周辺の渋滞対応や駐車対策等の環境保全について、関係者により設けられた協議の場（有明北地区工事連絡会）において相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、交通渋滞による影響を軽減するため、極力、生活道路の利用を回避し、湾岸道路等を利用する計画としています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、工事用車両の集中を避けるため、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、交通整理員の配置等により、周辺交通への影響の低減に努めます。</p> <p>さらに、関係者により設けられた協議の場（有明北地区工事連絡会）等において、有明北地区における他の会場等との情報共有を行い、建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。</p>

項目	5. 交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事用車両について「特に児童の登校時間（7：30～8：30）において交通安全に配慮する」とあるが、近隣の保育所の登園は7：00には始まるので、7：00頃から歩行者の安全確保を徹底すること。また、開催中においても、歩行者の安全確保を徹底されたい。</p> <p>工事用車両の主な走行ルートは（図7.2-5）となっているが、都道484号豊洲有明線と交差する江東区道江615号及び616号線については、通学路の安全確保のため現在、特殊車両の通行を原則禁止しているので、ルート計画では十分に注意されたい。</p> <p>地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両通行等の交通安全に配慮するよう、関係者により設けられた協議の場（有明北地区工事連絡会）において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p>	<p>近隣の保育所の登園時間帯も考慮して、登校時間帯（7：00～8：30）は特に歩行者の安全確認等の安全確保を徹底する計画とします。</p> <p>また、工事用車両の走行ルートは、特別区道 江615号及び江616号を利用せず、工事用車両の出入口についても東京都市計画道路幹線街路環状第二号線側に限定する計画としています。</p> <p>さらに、関係者により設けられた協議の場（有明北地区工事連絡会）等において、有明北地区における他の会場等との情報共有を行い、建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目	6. 全般事項	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>景観法に基づく江東区都市景観条例及び江東区景観計画を確認のうえ、江東区の景観担当部署と事前協議されたい。</p> <p>日照の障害、電波障害及び工事中の振動、騒音等について、周辺の生活環境に十分に配慮してすすめられたい。また、近隣関係住民への周知の徹底と要望・意見等があれば調整をし、良好な近隣関係の保持に努められたい。</p> <p>KOTO 低炭素プラン（江東区地球温暖化対策実行計画区域施策編）に掲げる温室効果ガス削減の取り組みを踏まえた施工計画とし、競技大会後の解体についても同様に配慮されたい。</p>	<p>景観については、本計画は仮設施設として一時的に建設されるものであり、恒常的に影響を及ぼすおそれはないと考えますが、条例等を踏まえ、引き続き、江東区の景観担当部署と協議を重ね、適切に対応してまいります。</p> <p>日照障害及び電波障害については、本計画で整備する仮設建築物の最高高さを抑えること、工事中の振動及び騒音については、低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、周辺の生活環境に十分に配慮する計画としています。また、工事の実施に当たっては、近隣説明による周知を実施するとともに、公衆の見やすい場所に現場事務所等の連絡先を表示し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行い、良好な近隣関係の保持に努める計画としています。</p> <p>また、競技大会後の解体工事も含め、工事の実施に当たっては、KOTO 低炭素プラン（江東区地球温暖化対策実行計画区域施策編）も踏まえ、不要なアイドリングの防止等、温室効果ガス削減に努める計画としています。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容